

●香川県告示第311号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、高松市都市整備局河港課において平成25年6月21日から10年間閲覧に供する。

平成25年6月21日

香川県知事 浜田 恵造

1 竣功認可年月日

平成25年6月14日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

高松市朝日町4丁目496番25、朝日町5丁目533番5及び532番7の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点から3の地点までを順次結んだ線、3の地点と112の地点を結ぶ平成19年の秋分の満潮位（D. L. +2.51メートル）における公有水面と陸地との境界線、112の地点から117の地点までを順次結んだ線及び117の地点と1の地点を結ぶ平成19年の秋分の満潮位（D. L. +2.51メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点	四等三角点朝日（北緯34度21分42.2177秒、東経134度4分31.4448秒）から206度56分4秒、1.227.38メートルの地点
2の地点	1の地点から158度58分16秒、28.65メートルの地点
3の地点	2の地点から164度51分26秒、32.62メートルの地点
112の地点	3の地点から190度49分51秒、34.72メートルの地点
113の地点	112の地点から351度17分17秒、15.77メートルの地点
114の地点	113の地点から348度0分49秒、19.95メートルの地点
115の地点	114の地点から344度44分24秒、19.95メートルの地点
116の地点	115の地点から341度28分04秒、19.95メートルの地点
117の地点	116の地点から338度11分40秒、12.70メートルの地点

(3) 面積

868.69平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成20年3月31日

(2) 免許番号

19港湾第41018-4号